

受託研究取扱規程

(2006年3月9日制定)

改正 2007年 3月 8日
2009年 6月18日
2013年 3月 7日
2015年 3月12日

(目的)

第1条 この規程は、東京女子大学(以下「本学」という。)の教育職員が、本学における教育研究活動の活性化及び社会貢献に資することを目的として行う受託研究の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において、受託研究とは、政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準ずる学外機関等(以下「委託者」という。)の委託を受けて、本学の教育職員が行う研究であって、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 前項に定めるもののうち、研究期間が3か月未満のもの又は研究費の総額が30万円未満のものについては、この規程の対象外とし、別に定める内規による。

(申請)

第3条 本学の教育職員が受託研究を行おうとする場合は、あらかじめ委託者に委託条件を確かめた上、別に定める受託研究申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

(受入基準)

第4条 本学は、当該受託研究が、第1条に規定する目的に合致し、かつ本学の教育研究の遂行に支障がないと見込まれるものに限り、申請を承認するものとする。

2 受託研究の受入れ後、前項の基準に合致しない事態が発生した場合は、本学は当該研究の中止を求めることができる。

(受入決定)

第5条 受託研究受入れの可否は、第3条の申請に基づき、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会において決定する。

(契約の締結)

第6条 本学と委託者は、前条で受入れが決定した受託研究について、直ちに受託研究契約を締結する。

2 受託研究契約には、研究内容について次の事項を定めなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究担当者(申請者に同じ)
- (5) 研究に要する経費金額
- (6) 研究期間
- (7) 研究場所

3 受託研究契約には、前項で規定する事項に加え、研究成果の公表及び知的所有権等の研究成果の帰属に関する事項、その他実施に関する必要な事項を定めなければならない。

4 第2項第6号の期間は、原則として当該年度内とする。

(受託研究費の取扱)

第7条 本学は、委託者が受託研究契約に定めるところに従って納入する受託研究費を、本学の会計を通して経理する。

2 本学は、受託研究費から管理費として10%を控除し、その余を当該受託研究のための支払いに充てるものとする。ただし、管理費の上限は50万円とする。

3 前項にかかわらず、受託研究契約に管理費に関する定めがある場合は、管理費を増額、減額又は徴収しないことができる。

(施設・設備等の使用)

第8条 研究担当者は、受託研究に当り本学の教育研究に支障のない範囲で、本学の許可を得て本学の施設・設備等を使用することができる。ただし、受託研究に当り、施設・設備等を本学の許可なく移動又は改造してはならない。

2 故意又は過失により、前項に反する行為を行った場合には、速やかに学長へ届け出ると共に、原状に復さなければならない。

3 第1項の原状変更による費用が委託者に起因して発生した場合、本学は委託者にその費用を請求することができる。

4 本学は、受託研究において、通常の使用料を大幅に超える施設管理費(光熱水費、電話料等)が発生した場合は、これに相当する経費を委託者に請求することができる。

(設備・備品の帰属)

第9条 受託研究費により取得した設備・備品は、本学に帰属する。

2 受託研究のために委託者から、受託研究費とは別に提供された設備・備品については、直ちに物品寄贈手続きを行うものとする。

(研究の中止)

第10条 第4条第2項により研究を中止した場合、本学は、研究費の精算、研究費により購入した設備・備品の処置等について、委託者と協議の上、決定する。

(報告)

第11条 受託研究が完了した場合、研究担当者は、別に定める受託研究完了報告書を作成して、学長に提出し、学長はこれを大学評議会及び理事会に報告する。

(受託研究にかかわる成果)

第12条 受託研究にかかわる成果の知的所有権等の帰属は、原則として本学と委託者の共有とし持分は均等とする。

(研究成果の公表)

第13条 研究成果は、公表することを原則とするが、時期及び方法は研究担当者と委託者との協議の上、決定する。

(共同研究員)

第14条 当該受託研究に必要と認められる場合、研究員受入規程により、学外より共同研究員を受け入れることができる。

(研究補助者)

第15条 研究担当者は、学内外から大学院学生等の研究補助者を受け入れることができる。

2 研究補助者は、研究担当者の当該研究遂行を補助する者で、リサーチ・アシスタント又は臨時職員として大学が雇用し、その給与は当該受託研究費で支弁されるものとする。

3 前項のリサーチ・アシスタントの雇用に当たっては、リサーチ・アシスタント規程を適用する。

(免責)

第16条 次の各号に該当する事由により、委託者が受けた損害は、本学はその責任を負わないものとする。

(1) 第9条第2項の提供物品が、研究中に損傷又は滅失したとき。

(2) やむをえない事由により、受託研究を遂行できなかったとき。

(協議)

第17条 この規程に定めのない事項については、本学と委託者が誠意をもって協議し、決定する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

附 則 (2006年3月9日制定)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月8日改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2009年6月18日改正）

この規程は、2009年6月18日から施行し、2009年5月21日より適用する。

附 則（2013年3月7日改正）

この規程は、2013年3月7日から施行し、2013年2月15日より適用する。

附 則（2015年3月12日改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。